

寒川町職員安全衛生管理規程新旧対照表

現行					改正案						
～略～					～略～						
別表第2(第6条、第8条関係) 安全管理者及び衛生管理者を置く事業所					別表第2(第6条、第8条関係) 安全管理者及び衛生管理者を置く事業所						
号	事業所	安全管理者	衛生管理者		号	事業所	安全管理者	衛生管理者			
(略)					(略)						
3	学校給食調理場	学校教育課長	〃		3	学校給食調理場	教育施設・給食課長	〃			
(略)					(略)						
別表第3(第14条、第18条、第20条関係) 安全衛生委員会を置く事業所及びその組織					別表第3(第14条、第18条、第20条関係) 安全衛生委員会を置く事業所及びその組織						
号	事業所	委員			庶務	号	事業所	委員			庶務
(略)					(略)						
3	学校給食調理場	部門総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者	教育総務課施設担当 の主幹、副主幹又は主査 指導担当 の主幹、副主幹又は主査	職員労働組合の推せん委員 3人	学校教育課	3	学校給食調理場	部門総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者	教育施設・給食施設・給食担当 の主幹、副主幹又は主査	職員労働組合の推せん委員 3人	教育施設・給食課
(略)					(略)						
～略～					～略～						
					附 則 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。						